

年金だより

20歳になったら 国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。



義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入手続きが必要なのは

学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方（学生、自営業者等。フリーターや無職の方も含まれます）は、お住まいの役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料は月額15,020円

国民年金の第1号被保険者の平成23年度の保険料額は月額15,020円です。学生やフリーターで、収入が少ないために保険料の納付ができない場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま保険料が未納となっていると老後に年金が受けられなくなったり、年金額が低くなったりする恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きます。

保険料が猶予・免除される制度を利用しましょう

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

◆問い合わせ先 秋田年金事務所 TEL 018-865-2391
健康推進課国保年金係 TEL 85-2137

保育園児募集のお知らせ

平成24年度の保育園児を次のとおり募集します。

募集対象

平成18年4月2日以降に生まれた子ども

受付期間

平成23年12月19日～平成24年1月10日

提出書類

- ・現在入園している園児は「現況届」を提出
※後日保育園を通じて配布します。
- ・新規の入園児は「入園申込書」を提出
※個別には通知しません。
※申込書は福祉課または各総合支所地域生活係
または各保育園まで

◆問い合わせ先
福祉課福祉係 TEL 85-2190
各総合支所地域生活課 琴丘 TEL 87-3516
山本 TEL 83-2115

幼稚園児募集のお知らせ

幼稚園は子どもが
はじめて出会う学校です



- 教育方針 一人ひとりの輝きを大切にはぐくみます
- 募集対象 満3歳～学齢まで
※3歳未満のお子様の保育も行っています。
詳しくはお問い合わせください。
- 保育時間 午前7時30分～午後6時30分
- 受付期間 平成23年11月～随時

給食・スクールバス送迎
預かり保育あり

◆申し込み・問い合わせ先
学校法人八竜幼稚園 TEL 85-2241